

あすか福祉用具販売運営規定

<事業の目的>

第一条 (株)ASUKA が開設する、あすか福祉用具販売（以下「事業所」）が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売事業（以下「事業」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員」等）が要介護状態又は要支援状態にある者に対し、適正な指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売（以下、「指定特定福祉用具販売」等）を提供することを目的とする。

<運営の方針>

第二条 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定特定福祉用具等の選定の援助、取付け、調整等を行い、日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者の介護する者の介護負担軽減を図る。

- (1) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの秘密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

<事業所の名称>

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 あすか福祉用具販売
- (2) 所在地 北広島市大曲 8 2 4 番地 55

<職員の職種、員数及び職務内容>

第四条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 専門相談員 2 名以上
専門相談員は、特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行う。

<営業日及び営業時間>

第五条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日、日曜日、12月28日から1月5日までと、国民の祝日を除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後5時まで
- (3) サービス提供時間 午前9時から午後5時まで

<取り扱う種目>

第六条 指定特定福祉用具販売等の取り扱う種目は、次のとおりとする。

腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の部分・スロープ
歩行器・歩行補助つえ

<提供方法、内容及び販売費用等>

第七条 指定特定福祉用具等の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、指定特定福祉用具等が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文章を示して指定特定福祉用具等の機能、使用方法、販売費用等に関する情報を提供し、個別の指定特定福祉用具等の販売に係る同意を得なければならないこと。
- (2) 販売する指定特定福祉用具等の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行わなければならない。
- (3) 利用者の身体状況等に応じて指定特定福祉用具等の調整を行うとともに、当該指定特定福祉用具等の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文章を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該指定特定福祉用具等を使用させながら使用方法の指導を行う。
- (4) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に指定特定福祉用具等が位置づけられる場合には、専門相談員は、当該計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように措置しなければならない。
- (5) 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画がされていない場合には、専門相談員は、福祉用具購入費の申請時に当該指定特定福祉用具販売等の提供が必要な理由がわかる書類を確認しなければならない（平成 25 年 4 月より福祉用具サービス計画書を提出）

第八条 販売費用等については、次のとおりとする。

- (1) 指定特定福祉用具販売等を提供した場合は、介護保険法第 44 条第 3 項に規定する「現に特定福祉用具の購入に要した費用の額」の支払いを受けるものとする。
- (2) 次条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定特定福祉用具販売等に要した交通費及び特別な搬入に要した経費は、その実費を徴収する。
 - (1) 事業所から、通常の事業の実施地域を超えて 1 k mにつき 40 円
 - (2) 特別な搬入による場合
 - (3) 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名捺印）を受けるとする。

<通常事業の実施地域>

第九条 通常の事業の実施地域は、北広島市、札幌市、恵庭市、千歳市、江別市、岩見沢市、南幌町、長沼町、とする。

<その他の運営に関する重要事項>

第十条 指定特定福祉用具販売事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所は、専門相談員等の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を設備する。

一、採用時研修 採用後3ヵ月以内

二、継続研修 年1回

- (1) 従業員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、あすか福祉用具販売の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

当該運営規定は、平成26年06月17日から施行する

令和06年04月01日 改定

令和06年09月01日 改定